

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

碧南市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
	基幹経営体	6
	ステップアップ経営体	14
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年が目標とすべき農業経営の指標実施に関する事項	21
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	21
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	22
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	23
1	利用権の設定等の促進に関する事業	23
2	人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化を推進する事業	31
3	農地中間管理事業の実施を推進する事業	31
4	協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準等に関する事項	32
5	農用地利用改善事業の実施を促進する事業	32
6	委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	35
7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の確保及び育成を促進する事業	35
8	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業	36
9	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	38
第6	その他	39

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 碧南市（以下「本市」という。）は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から40km圏内に位置し、北は油ヶ淵、東は矢作川、西、南は衣浦港と周囲を水に囲まれている。地形的には、洪積層の碧海台地（北部から中西部）と矢作川沖積層（東部から南部）からなる平坦地であり、年平均気温17.2℃、年間降水量1,280mm（令和3年）と、温暖な気候に恵まれている。

農業面においては、これらの地理的条件を背景に、農業振興地域の農地796haを主として、土地基盤の整備や近代化施設の導入により、地域の特性を生かした営農活動が展開されている。

砂質土壌の南部一帯では、露地野菜を主体に栽培が行われており、ニンジン、タマネギは、野菜指定産地の指定を受け、県下でも有数の産地となっている。北部は、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物や、田から畑への転換により果樹（イチジク等）が栽培されている。また、市内各地で施設園芸（トマト、キュウリ、ナス、切り花、観葉植物）が盛んであり、南部の養豚団地を中心に畜産も行われている。

今後は、中核的な担い手を育成するとともに、担い手への農地の集積を一層推進していく。また、優良農地の確保を図るとともに、環境保全型農業を引き続き推進し、産地の維持及び発展に努める。

- 2 本市の農業構造については、昭和46年の臨海工業地帯の造成による自動車産業を中心とした工業の発達と都市化の進展に伴い、農家数の減少や兼業化が進行したが、土地利用型農業においては、稲作を中心に規模拡大は順調に進んでいる。

農業後継者及び新規就農者の状況については、あいち中央農業協同組合（以下「JAあいち中央」という。）及び愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）管内の近隣4市のデータから見ても順調に確保及び育成がなされている。

一方で、特に兼業農家における農業従事者の高齢化が進み、零細な経営規模の階層は、依然として多い状況である。また、栽培ほ場が分散しているために大型機械の導入が困難で作業能率が悪い等の様々な問題があり、今後、担い手の確保・育成、農家の経営志向を踏まえた上での農地の利用集積により、農作業の環境整備を図ることが必要である。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威による農業への影響も

懸念される。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、既に効率的かつ安定的な農業経営体の水準に達している経営体についても、さらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして下表のとおりとし、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
目標 効率的かつ安定的な農業経営の	<p>主たる従事者1人当たり 概ね400万円</p> <p>基幹経営体当たり 概ね800万円</p> <p>※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定）</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）÷400万円</p>	概ね1,800時間
青年等の農業経営の目標 新たに農業経営を営もうとする青年	<p>概ね250万円</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余）÷5年間÷250万円</p>	概ね2,000時間

4 本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する碧南市農業経営体活性化事業を始めとした農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市、JAあいち中央、碧南市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、農業改良普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、これらの機関及び団体で組織する協議会（以下、「協議会」という。）において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい発展を図るため、土地利用型農業による経営改善を目指す意欲的な農業者に対しては、農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業振興地域で集団的な土地利用調整が展開されるよう、集団化及び連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、将来遊休農地となるおそれがある農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JAあいち中央と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。

さらに、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定^{*}の締結等を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討会等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える農業経営体育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、協議会を構成する関係機関が協力して、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

※家族経営協定

農業経営に携わる全ての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めたもの。

- 5 本市は、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

なお、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）を迎える認定農業者に対し、計画の実践状況の把握及び検証を行うとともに、満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、経営のさらなる向上のため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

- 6 本市の平成29年から令和3年までの5年間の新規就農者数は27人であり、過去5年間はほぼ横ばいの状況となっている。引き続き産地としての生産量の維持・拡大を図っていくために、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。愛知県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本市においては、年間5人の新規就農者の確保を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農前相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。就農希望者に対しては、農業委員会や農地中間管理機構による農地の紹介、農業改良普及課やJAあいち中央等が技術・経営面についての重点的な指導を行う等、関係機関が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図るとともに、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の目標を設定することで、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の種類ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

なお、主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

<基幹経営体 水田作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水田作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人	<p><経営規模></p> <p>水田 35ha 作業受託 10ha</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 20ha 小麦 15ha 大豆 12ha 作業受託 10ha (耕起・代かき ・田植・収穫)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50ps) 3台 ・トラクター (80ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・汎用型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・溝堀機・畦塗機 各1台 ・サブソイラ 1台 ・トラック(2t・4t) 各1台 ・軽トラック 2台 ・麦施肥播種機 1台 ・中耕培土機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・ブームモア・プラウ 各1台 ・ロータリー(2.4m) 2台 ・大豆播種機 1台 ・格納倉庫 300㎡ ・育苗施設 一式 ・ブロードキャスター 1台 ・ドライブハロー 1台 ・リフト・トレー 各1台 ・不耕起V溝播種機 1台 <p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営体への農地の集積による作業の効率化 ・乾燥調製は、農協広域利用施設に委託 ・施肥量や防除回数の減少による省力化及び低コスト化 ・不耕起V溝播種機の4割導入 ・農地の効率的かつ総合的利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<基幹経営体 キュウリ専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キュウリ専作 従事者数 ・主2.0人 ・補1.0人 ・臨時雇用 3,124時間	<経営規模> 施設 40a <作付面積> キュウリ 40a	<資本装備> ・ビニルハウス ・作業場 ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・トラック 1台 ・トラクター(25ps) 1台 ・管理機 <経営条件・生産管理等> ・作型は9月播種、収穫は11月から6月までの長期一作体系 ・選果、出荷調整作業は農協広域利用施設を利用	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<基幹経営体 施設トマト専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 1,012時間	<経営規模> 施設 40a <作付面積> トマト 40a×2作	<資本装備> ・フェンロー型ハウス ・ビニルハウス ・ロックウールシステム 一式 ・暖房機 4台 ・動力噴霧機 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・管理機 ・トラック・軽トラック各1台 ・育苗ハウス 165㎡ <経営条件・生産管理> ・ロックウール栽培による長期作型における高位安定生産技術の確立 ・訪花昆虫利用による省力化 ・抑制・半促成・促成栽培の組合せ	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・育苗、選果、箱詰めの外部委託(分業化)、共同化

<基幹経営体 ナス専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>ナス専作</p> <p>従事者数 ・主2.0人 ・補1.0人 ・臨時雇用 588時間</p>	<p><経営規模> 施設 45a</p> <p><作付面積> ナス 45a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニルハウス ・動力噴霧機 ・暖房機 ・トラック 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・管理機 2台 ・作業場 50㎡ ・育苗ハウス 100㎡ ・養液土耕システム一式 <p><経営条件・生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕等の新技術を生かした長期作型における高位安定生産技術の確立 ・訪花昆虫利用による省力化 ・防除の自動化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・共選共販体制の整備

<基幹経営体 露地野菜ニンジン主体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 ニンジン 主体 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 1,650時間	<経営規模> 畑 3.0ha <作付面積> ニンジン 3.0ha タマネギ 2.0ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・アタッチメント 一式 ・ライムソアー 1台 ・管理機 3台 ・動力噴霧機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・かん水装置 一式 ・ニンジン収穫機 1台 ・ニンジン洗浄機 1台 ・ニンジン選果機 1台 ・タマネギみがき機 1台 ・タマネギ選果機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・運搬機 1台 ・フォークリフト 2台 ・作業場 198㎡ <経営条件・生産管理等> ・コーティング種子利用による 間引きの省力化 ・ほ場の土壌改良のための高能 率堆肥散布用トラックの利用 ・省力的栽培、高収量が確保で きる技術力の開発及び導入 ・ピーク時労力に合わせた作期 分散	・複式簿記によ る経営財務管 理の実施 ・青色申告の実 施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用従事者の 安定確保 ・共選共販体制 の整備

< 基幹経営体 施設花きキク専作 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き キク専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 1,260時間	<経営規模> 施設 40a <作付面積> 輪ギク 40a×3作	<資本装備> ・温室(硬質フィルムハウス) ・温風暖房機 ・土壌消毒機 ・自走式防除機 ・管理機 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラック(1t) 2台 ・冷蔵庫 ・作業場 ・頭上かん水装置一式 <経営条件・生産管理等> ・無摘心栽培、2度切り栽培 ・かん水・防除の自動化 ・無側枝性品種等の導入	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・苗生産、出荷調整の分業化

< 基幹経営体 施設花きカーネーション専作 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き カーネーション 専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 2,571時間	<経営規模> 施設 50a <作付面積> カーネーション 50a	<資本装備> ・温室(硬質フィルムハウス) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・管理機 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台 ・冷蔵庫 ・作業場 ・養液土耕装置 1台 <経営条件・生産管理等> ・かん水・施肥の自動化 ・発根苗購入 ・10a当たり収量 130,000本	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・出荷調整の分業化

< 基幹経営体 施設花き観葉植物 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 観葉植物 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 900時間	< 経営規模 > 施設 30a < 作付面積 > ポトス 30a クロトン 30a	< 資本装備 > ・温室 (ガラス室・硬質フィルムハウス) ・ビニルハウス ・温風暖房機 ・ポットティングマシン ・自動土入機 ・自動防除機 ・自動かん水装置 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 ・農業用ヒートポンプ < 経営条件・生産管理等 > ・かん水・防除の省力化、低コスト化	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

< 基幹経営体 施設花き鉢花 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 鉢花 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 2,300時間	< 経営規模 > 施設 30a < 作付面積 > シクラメン 30a ガーベラ 30a	< 資本装備 > ・温室(硬質フィルムハウス) ・温風暖房機 ・ポットティングマシン ・土壌消毒機 ・自動防除機 ・底面給水 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 < 経営条件・生産管理等 > ・かん水・防除の自動化による省力化	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<基幹経営体 施設花き洋ラン>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 洋ラン 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 6,630時間	<経営規模> 施設 30a <作付面積> コショウラン 30a	<資本装備> ・温室 (ガラス室、硬質フィルムハウス) ・冷房室 ・温風暖房機 ・自走式防除機 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 ・エアコン <経営条件・生産管理等> ・冷房室と山上げにより開花調節して、需要期の出荷を増す。 ・出荷は台車輸送 ・販路拡大による有利販売	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<基幹経営体 果樹イチジク専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果樹 イチジク 専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人	<経営規模> イチジク 50a <作付面積> 露地イチジク 30a 施設イチジク 20a	<資本装備> ・ビニルハウス 20a ・温風暖房機 4台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水用配管 一式 ・暗きょ排水管 一式 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場(クーラー付) 16.5m ² <経営条件・生産管理等> ・農協共同出荷体制	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

< 基幹経営体 畜産養豚 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
畜産 養豚	<p>< 経営規模 > 母豚頭数 120頭 (一貫経営)</p> <p>< 生産量 > 肉豚販売頭数 2,580頭</p>	<p>< 資本装備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩舎 ・育成舎 ・肉豚舎 ・母豚舎 ・自動給餌機 ・自動除ふん機 ・送風機 ・ショベルローダー ・ダンプカー ・堆肥発酵施設、堆肥舎 ・汚水浄化槽 ・倉庫 ・トラック 1台 <p>< 経営条件・生産管理等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉豚販売頭数21.5頭／母豚 ・配合飼料中心、一部リサイクル飼料の利用 ・系統豚の外部導入による品質の安定 ・排せつ物の固液分離による良質な堆肥の製造・販売 ・人工授精の導入による繁殖率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経理、出荷管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

<ステップアップ経営体 水田作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水田作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 659時間	<p><経営規模></p> <p>水田 60ha 作業受託 15ha</p> <p><作付面積></p> <p>水稻 40ha 小麦 20ha 大豆 20ha 作業受託 15ha (耕起・代かき ・田植・収穫)</p>	<p><資本装備></p> <p>・トラクター(80ps) 4台 ・トラクター(120ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・汎用型コンバイン 2台 ・乗用管理機 2台 ・溝堀機 2台 ・畦塗機 1台 ・サブソ イラ 1台</p> <p>・トラック(2t・4t) 各1台 ・軽トラック 2台 ・不耕起V溝播種機 1台 ・麦施肥播種機 2台 ・中耕培土機 1台 ・動力噴霧機 2台 ・ブームモア 1台 ・ロータリー(2.4m) 2台 ・大豆播種機 2台 ・格納倉庫 300㎡ ・育苗施設 一式 ・ブロードキャスター 1台 ・ドライブハロー 2台 ・リフト・トレー 各1台</p> <p><経営条件・生産管理等></p> <p>・経営体への農地の集積による作業の効率化 ・乾燥調製は、農協広域利用施設に委託 ・施肥量や防除回数の減少による省力化及び低コスト化 ・不耕起V溝播種機の4割導入 ・農地の効率的かつ総合的利用</p>	<p>・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保</p>

<ステップアップ経営体 キュウリ専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キュウリ専作 従事者数 ・主2.0人 ・補1.0人 ・臨時雇用 9,795時間	<経営規模> 施設 75a <作付面積> キュウリ 75a	<資本装備> ・ビニルハウス ・硬質フィルムハウス ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・トラック ・トラクター(25ps) 1台 ・管理機 <経営条件・生産管理等> ・作型は9月播種、収穫は11月から6月までの長期一作体系 ・選果、出荷調整作業は農協広域利用施設を利用	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<ステップアップ経営体 施設トマト専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 21,263時間	<経営規模> 施設 90a <作付面積> トマト 90a×2作	<資本装備> ・フェンロー型ハウス ・ビニルハウス ・ロックウールシステム 一式 ・暖房機 7台 ・動力噴霧機 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・管理機 ・トラック・軽トラック各1台 ・育苗ハウス 500㎡ <経営条件・生産管理> ・ロックウール栽培による長期作型における高位安定生産技術の確立 ・訪花昆虫利用による省力化 ・抑制・半促成・促成栽培の組合せ	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・育苗、選果、箱詰め的外部委託(分業化)共同化

<ステップアップ経営体 露地野菜ニンジン主体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 ニンジン 主体 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 5,890時間	<経営規模> 畑 5.0ha <作付面積> ニンジン 5.0ha タマネギ 4.0ha	<資本装備> ・トラクター(22ps) 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・アタッチメント 一式 ・ライムソー 1台 ・管理機 3台 ・動力噴霧機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・かん水装置 一式 ・ニンジン収穫機 1台 ・ニンジン洗浄機 1台 ・ニンジン選果機 1台 ・タマネギ定植機 1台 ・タマネギみがき機 1台 ・タマネギ選果機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・運搬機 1台 ・フォークリフト 2台 ・作業場 198㎡ <経営条件・生産管理等> ・コーティング種子利用による 間引きの省力化 ・大規模経営に適した農地の基 盤整備 ・農地の利用集積を進める地域 営農システムの構築 ・ほ場の土壌改良のための高能 率堆肥散布用トラックの利用 ・省力的栽培、高収量が確保で きる技術力の開発及び導入 ・ピーク時労力に合わせた作期 分散	・複式簿記によ る経営財務管 理の実施 ・青色申告の実 施	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用従事者の 安定確保 ・共選共販体制 の整備

<ステップアップ経営体 施設花きキク専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き キク専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・臨時雇用 6,660時間	<経営規模> 施設 90a <作付面積> 輪ギク 90a×3作	<資本装備> ・温室(硬質フィルムハウス) ・温風暖房機 ・二重カーテン ・土壤消毒機 ・自走式防除機 ・管理機 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 ・作業場 ・頭上かん水装置一式 <経営条件・生産管理等> ・無摘心栽培、2度切り栽培 ・かん水・防除の自動化 ・無側枝性品種等の導入	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・苗生産、出荷調整の分業化

<ステップアップ経営体 施設花きカーネーション専作>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き カーネーション 専作 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 6,813時間	<経営規模> 施設 80a <作付面積> カーネーション 80a	<資本装備> ・温室(硬質フィルムハウス) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・管理機 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 ・作業場 <経営条件・生産管理等> ・かん水・施肥の自動化 ・発根苗購入 ・10a当たり収量 135,000本	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・出荷調整の分業化

＜ステップアップ経営体 施設花き観葉植物＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 観葉植物 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 7,290時間	<p>＜経営規模＞ 施設 60a</p> <p>＜作付面積＞ ポトス 60a クロトン 60a</p>	<p>＜資本装備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室 (ガラス室・硬質フィルムハウス) ・ビニルハウス ・温風暖房機 ・ポットティングマシン ・自動土入機 ・自動防除機 ・自動かん水装置 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 <p>＜経営条件・生産管理等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん水・防除の省力化、低コスト化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

＜ステップアップ経営体 施設花き鉢花＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 鉢花 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 4,550時間	<p>＜経営規模＞ 施設 60a</p> <p>＜作付面積＞ シクラメン 60a ガーベラ 60a</p>	<p>＜資本装備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 ・エプアンドフローシステム 一式 ・温風暖房機 ・ポットティングマシン ・土壌消毒機 ・自動防除機 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 <p>＜経営条件・生産管理等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん水・防除の自動化による省力化 ・出荷台車利用による省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

<ステップアップ経営体 施設花き洋ラン>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き 洋ラン 従事者数 ・主2.0人 ・補0.5人 ・常時雇用 9,120時間	<経営規模> 施設 60a <作付面積> コショウラン 60a	<資本装備> ・温室 (ガラス室、硬質フィルムハウス) ・冷房室 ・温風暖房機 ・自走式防除機 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・休憩室 ・農業用ヒートポンプ <経営条件・生産管理等> ・冷房室と山上げにより開花調節して、需要期の出荷を増す。 ・出荷は台車輸送 ・販路拡大による有利販売	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる財務、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

＜ステップアップ経営体 畜産養豚＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
畜産養豚 従事者数 ・主2.0人 ・補2.0人 ・常時雇用 1,740時間	＜経営規模＞ 母豚頭数 200頭 （一貫経営） ＜生産量＞ 肉豚販売頭数 4,300頭	＜資本装備＞ ・分娩舎 ・育成舎 ・肉豚舎 ・母豚舎 ・自動給餌機 ・自動除ふん機 ・送風機 ・ショベルローダー ・ダンプカー ・堆肥発酵施設、堆肥舎 ・汚水浄化槽 ・倉庫 ・トラック 1台 ＜経営条件・生産管理等＞ ・肉豚販売頭数21.5頭／母豚 ・配合飼料中心、一部リサイクル飼料の利用 ・系統豚の外部導入による品質の安定 ・排せつ物の固液分離による質な堆肥の製造・販売 ・人工授精の導入による繁殖率の向上	・複式簿記による経営管理の実施 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経理、出荷管理の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1の3に示した目標を可能とする農業経営の指標として、主要な営農類型等は第2で示したものの概ね5割を目標とする。

第3 農業を担う者*の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

本市では、ニンジンやタマネギといった露地野菜を中心に、様々な品目の農畜産物を生産している。これらを効率的かつ安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、将来の基幹経営体を目指す新規就農者又は女性農業者等農業を担う者を確保し、育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に則して、経営規模や家族・法人等経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援していくものとする。

また、本市において新規就農者を受け入れる際には、愛知県立農業大学校、農業改良普及課、JAあいち中央、農業委員会、近隣市等の関係機関及び関係団体と連携しながら、生活、居住等に関する情報提供をはじめ、就農を定着する上での相談対応等のサポートを行う。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行う。

※農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者等、農産物の生産活動等に直接関わっている者

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように、本市、農業委員会、JAあいち中央及び碧南市土地改良区（以下「土地改良区」という。）による利用権の設定等や、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施並びに人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証及び改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

- 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、JAあいち中央及び土地改良区等、関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域

の農業者をはじめとする関係者の合意の形成がなされるよう努めるものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。

- 1 利用権の設定等の促進に関する事業
- 2 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化を推進する事業
- 3 農地中間管理事業の実施を推進する事業
- 4 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準等に関する事項
- 5 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 6 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の確保及び育成を促進する事業
- 8 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業
- 9 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 利用権の設定等の促進に関する事業
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用す

るための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人の場合にあつては a、d 及び e に掲げる要件の全て、既に利用権を設定している者が利用権を更新する場合にあつては a から d までに掲げる要件の全て。）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 認定農業者又は法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等であること。

(イ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項（ア）の a から c に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、a 及び c に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 以下に掲げる場合は、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

(ア) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合

(イ) 同法第 11 条の 50 第 1 項第 2 号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合

(ウ) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2

条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により改正される前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げる全てを満たすものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は令和7年3月31日まで）又は農用地利用集積等促進計画（以下「農用地利用集積等促進計画」という。）において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農

事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積等促進計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積等促進計画の策定期期

ア 本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積等促進計画を定める。

イ 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積等促進計画を定める。

ウ 本市は、農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積等促進計画を定めるよう努めること

とする。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積等促進計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積等促進計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積等促進計画を定める。

イ 本市は、(5)のイからエの規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積等促進計画において利用権の設定等を受ける者を定

めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積等促進計画の内容

農用地利用集積等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの（ウ）に掲げる事項については、（1）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（1）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（1）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

（ア）その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

- (イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - b 原状回復の費用の負担者
 - c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積等促進計画の案を作成したときは、(7) のイに規定する土地ごとに (7) のアに規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画を定めたとき又は(5) のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積等促進計画を定めたときは、その旨を公告しその農用地利用集積等促進計画の内容のうち(7) のアからカまでに掲げる事項を本市の農業水産課にて縦覧する。

(10) 公告の効果

本市が(9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

ア 利用権の設定等を受けた者が(1) のエに規定する者である場合、毎事業年

度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を農業委員会へ提出しなければならない。また、その者が法人である場合には定款又は寄付行為の写しを添付しなければならない。

(ア) 氏名及び住所。法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(イ) (ア)の者が使用貸借による権利又は賃借権の取得を受けた農地の面積、作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

(ロ) (イ)の農地又は(イ)の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響

(ハ) 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

(ニ) (ア)の者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作等の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作等の事業への従事状況

イ 農業委員会は、農地法第6条の2第2項で定めるところにより、次に定める事項に該当する時は、その旨を市長又は農地中間管理機構に通知するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積等促進計画の取消等

ア 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積等促進計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により改正される前の農業経営基盤強化促進法（以下「改正前基盤強化促進法」という。）第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じて

いるとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積等促進計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、イの規定による取消をしたときは、農用地利用集積等促進計画を取り消した旨を公告し、当該農用地利用集積等促進計画のうち取消に係る部分を、本市の農業水産課にて縦覧する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消があった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化を推進する事業

本市は、農業委員会、JAあいち中央、土地改良区等と連携して、支援した地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定め、地域の担い手への農地の集積及び集約化を推進する。

3 農地中間管理事業の実施を推進する事業

令和2年4月に農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理事業への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積及び集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、本市、農業委員会及びJAあいち中央の関係機関が一体となって推進する。

このため、本市、農業委員会及びJAあいち中央の関係機関は、農地中間管理事業を推進するため、各機関が有する個人データについて、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び開示等の求め並びに苦情の受け付けについて、その処理に尽力する。また、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、事業の協力を行うものとする。

4 協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準等に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期については、協議の場を設置する区域ごとに必要に応じて設定することとし、開催に当たっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業水産課、農業委員、農地利用最適化推進委員、協力員、JAあいち中央、その他の関係者等とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- (2) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業水産課に設置する。
- (3) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- (4) 本市は、地域計画の策定に当たって、愛知県、農業委員会、農地中間管理機構、JAあいち中央等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公

表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

5 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4) のアの (エ) に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特

定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(7) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及課、農業委員会、JAあいち中央、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア JAあいち中央その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) JAあいち中央による農作業の受委託のあっせん等

JAあいち中央は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の

受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の確保及び育成を促進する事業

(1) 農業後継者の育成確保方針

本市は、地域の最重要課題である農業後継者の育成確保に努め、県、農業関係団体及び農家の協力を得ながら、総合的な取組を行う。

このため、次の3つを柱として青年農業者の育成確保を推進する。

- ア 就農候補者に対する積極的な働きかけ
- イ 地域における一体的な取組強化
- ウ 就農青年の重点的指導による資質の向上

(2) 経営体育成に関する基本的取組方針

県の策定する経営体育成方針に沿い、地域の担い手となりうる農業者等に対して、積極的な経営改善指導活動や研修等を行い、農業の国際化や消費需要の多様化・高度化等、農業を取り巻く社会・経済環境等の変化に的確に対応できる柔軟な発想や能力の開発に努め、経営利潤を生み出せる経営体へ誘導するとともに、農業者等の意向、経営類型、地域の条件等に応じて、経営の法人化を推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入を推進する。また、家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を促進する事業

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）からの情報も活用しつつ、西三河農起業支援センター（農業改良普及課内に設置）、JAあいち中央等と連携しながら、必要に応じて就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市で

の就農に向けた情報（研修先、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体になって愛知県立農業大学校や農業改良普及課、農業委員会、農業経営士、JAあいち中央、農事組合法人前浜川口農業活性化組合（以下、「活性化組合」という。）等と連携・協力して、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、JAあいち中央の生産部会への加入を促すとともに、碧南市農業振興協議会が実施する事業等を通じて、地域全体での青年等の育成に努める。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定

農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については西三河農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校や活性化組合等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及課、JAあいち中央、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

9 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から8までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業農村整備事業等の推進により農業生産基盤整備の充実を図るものとする。主要な土地改良施設である揚水・排水機場、かんがい排水及び農道舗装等の整備を行い、農業の担い手の確保に努めるための土地利用集積を推進するとともに効率的かつ安定的な農業経営及び経営発展のため条件整備の促進を図る。

イ 本市は、平成10年度に「農業と食と健康」を主テーマにオープンした「農業活性化センターあおいパーク」を活用し、地域農業の活性化を推進する。

あおいパークには、地域連携と効率的な施設運営が求められることから、JAあいち中央、農事組合法人前浜川口農業活性化組合等と連携した管理運営を図るとともに、消費者ニーズの的確な把握と農産物のブランド化の確立に努める。

また、地元農産物の提供の場としてより質の高いものとするため、地域農業活性化の拠点としたネットワークづくりを促進し、望ましい経営体の育成に寄与するとともに地産地消に向けた取組を推進する。

ウ 本市は、計画的な水稲作付と効率的な生産調整を通じて、水田農業の担い手となる望ましい経営体の育成を図る。そのため、JAあいち中央営農部会等が行う集団的土地利用を一層充実するよう努めるとともに、生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、米の計画的生産の徹底と麦、大豆等の本格的生産を推進し、安定した水田農業経営の確立を図る。

エ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮する。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、協議会の機能を活かし、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和12年度に向けて、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、JAあいち中央及び土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 改正前基盤強化促進法第18条第3項第2号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。また、対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）が対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 3 土地改良法（昭和24年法律195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）が対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

- 1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準
<p>(1) 存続期間は3年、6年又は10年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>(2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>(3) 農用地利用集積等促進計画においては、利用権の設定等の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>(1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>(2) 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(3) 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記（1）及び（2）の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6号に留意しつつ定めるものとする。</p>

借賃の支払方法	有益費の償還
<p>(1) 借賃は、毎年農用地利用集積等促進計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>(2) (1) の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>(3) 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>(1) 農用地利用集積等促進計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>(2) 農用地利用集積等促進計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

- 2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	賃借の算定基準
1 の存続期間又は残存期間に同じ	<p>(1) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(2) 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1 の賃借の算定基準の (3) と同じ。</p>

賃借の支払方法	有益費の償還
1 の賃借の支払方法に同じ。	1 の有益費の返還に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準
1の存続期間又は残存期間に同じ。	<p>(1) 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>(2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃及び報酬が確保されるようにするものとする。</p>

損益の決済方法	有益費の償還
1の賃借の支払方法に同じ。この場合において1の賃借の支払方法中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の有益費の返還に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

所有権移転の時期
<p>農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の全部の支払いが行われたときに所有権は移転し、対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積等促進計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>